

令和7年度 大津市立田上中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、田上中学校（以下「本校」）においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

本校ではこの基本理念に則り、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体でいじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

生徒一人ひとりが尊重され、夢と希望をもって健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いです。そのため本校では、教育目標として『た』くましい生徒(意)『な』かのよい生徒(情)『か』んがえる生徒(知)『み』ずから行う生徒(行)」を掲げ、意欲・活気に満ち溢れ、笑顔広がる学校を目指して取り組んでいます。

全ての生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で以降に示す取組を進めます。

目次

| | | |
|----------|---|-----------|
| 1 | いじめ防止のための基本的な考え方 | P2 |
| | (1) いじめの未然防止 | |
| | (2) いじめの早期発見 | |
| | (3) いじめへの対処 | |
| 2 | 「いじめ対策委員会」の設置 | P7 |
| | (1) 役割 | |
| | (2) 構成員 | |
| | (3) 関係する校内委員会等との連携 | |
| | (4) いじめ事案対応フロー図 | |
| 3 | その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | P8 |
| | (1) 基本方針、年間計画の見直し | |
| | (2) 基本方針、年間計画の公開・説明 | |
| 4 | いじめ防止等に向けた年間計画 | P9 |

1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたって、いじめにはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものです。そのため、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

本校では、全ての生徒がよりよい人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭・地域・その他の関係者に対し、学校での取組内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような「授業・集団・学校づくり」を行っていくことであると考えています。そのため、全ての生徒が自己存在感を得られるよう自己決定の場を与え、全ての生徒が共感的関係を育める機会を設け、全ての生徒・教職員が互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。それらをあらゆる教育活動の中で行います。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的に生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。ついては、上記のことに関して、本校では以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|---------------------------|---|
| 34 | いじめ防止啓発月間を中心とした生徒主体の取組の推進 | ・生徒会による STOP いじめプロジェクトの実施。 ・校区内小学校と連携した生徒会執行部によるいじめ STOP 交流会の実施。 |
| 35 | 学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標 | ・年度初めの学活等で学級目標を設定し、生徒一人ひとりが認め合う集団づくりを推進。 ・各学級での「いじめゼロ宣言」の作成、掲示。 |

② 子どもに対する教育・啓発

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 36 | いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳・学活・総合でいじめに関する授業を実施。 ・ 専門家による人権問題やいじめ防止についての授業を実施。 |
| 37 | インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による情報モラル教育や SNS トラブルの未然防止授業の実施。 ・ 定期的にインターネットについての全体指導を実施。 |
| 38 | 相談することの大切さに関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーによる心理授業（ストレスマネジメント等）の実施 |
| 39 | 子どもの心を豊かにする道徳教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての教職員による道徳教育の実施。 ・ 保護者や地域に対して、道徳の授業を年に一回以上の公開を行う。 |
| 40 | 自他ともに認め合う人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間を見通した人権教育の実施。 ・ 外部講師を招いた人権教育の実施。 ・ 世界人権デーである12月頃に全校で標語の作成。 |
| 41 | わかりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知能力の育成を目指すための「コグトレ※₁」の実施。 ・ 安心して学校生活を送ることのできる居場所づくりのための「語り場」の実施。 ・ ユニバーサルデザインを意識した授業や学級づくり。 |
| 42 | 思いやりの心を育てる異年齢交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動の推進。 ・ 体育祭での縦割りによる学年の交流。 ・ 保育実習による異年齢交流。 |

※₁コグトレ…「認知〇〇トレーニング」の略称。〇〇には、ソーシャル、機能強化、作業などが入る。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への後方・啓発

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|---|--|
| 43 | 学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に「いじめ防止基本方針」を全教職員で確認、協議する。 ・ 「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。 |
| 44 | 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式や入学説明会などの保護者や地域の方が集まる場での周知。 ・ 学区民会議へ参加。 |
| 45 | いじめ対策に関する校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に、いじめの未然防止や事案発生時の対応の流れや聴き取りについてなどの研修を実施。 ・ 夏季休業中にいじめに関わる研修の実施。 |
| 46 | いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの疑いがある場合やいじめ事案発生時には、管理職・生徒指導主事・子ども支援コーディネーター・児童生徒支援加配への報告・連絡・相談の徹底を行い、組織としての対応を行う。 ・ 日報を作成し、いつ何が起こったのかなど全教職員で共有する。 |

* 「学校いじめ防止基本方針」は「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取組のうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO.1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする場合があります。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから本校では、たとえば些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、いじめの疑いがある段階から学校のいじめ対策委員会(※P7)が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。本校では、日頃から生徒の様子を見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても「背景にいじめがあるのではないか」との疑いをもって、いじめ対策委員会で対応について協議します。事実関係に基づいて積極的に認知するために、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断については、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

それだけでなく、生徒や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関が開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|-----------------------------|--|
| 47 | いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施 | ・ いじめの早期発見のために、学期に一回以上、学校生活アンケートを実施 |
| 48 | いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施 | ・ 教育相談アンケートなどを活用し、学期に1回以上の個別面談を実施 ・ 生徒が日々の連絡や記録を書く「ひとことノート」を活用し、生徒とのコミュニケーションを図る。 |
| 49 | 教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施 | ・ 朝の始業前・休み時間・放課後に、生徒の見守りを行う。 ・ 下校時には複数のポイントに教員が立ち、生徒の安全を見守る。 |
| 50 | 日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施 | ・ 些細なことであっても家庭連絡や家庭訪問を行い、家庭との連携を図る。 |

② いじめに関する情報共有

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|--|---|
| 51 | 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの疑いがある場合やいじめ事案発生時には、子ども支援コーディネーター・校長・教頭に速やかに報告する。また、関係教員によるいじめ対策委員会を開催し、情報共有を行う。 ・ 子ども支援コーディネーターを中心に、日頃から全教職員が生徒が抱える悩みの把握に努め、共有し、組織的な対応を行う。 |
| 52 | いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの疑いがある場合やいじめ事案発生時には速やかに教育委員会へ報告を行い、連携をしながら事案に対応する。 |
| 53 | 保幼小中の連携や学年を超えた情報の共有の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に小中連携会議を開催し、情報共有を行う。 ・ 学期に一度開催される「田上の子どもを見つめる会」を通して保幼小中、児童館、関係機関の情報交換を行い、緊密な連携を図る。 |

(3) いじめへの対処

本校では教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。例えば、遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談があった生徒の安全を確保します。特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

また、いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、管理職に確認をとった上で、担当教員が大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校が被害生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|--|--|
| 54 | 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応のためにいじめ対策委員会を常設とする。 ・いじめの疑いがある場合やいじめ事案発生時には、速やかにいじめ対策委員会を開催し、指導方針・対策を確認し、組織対応を行う。場合によっては関係機関と連携をしながら、事案の解決に取り組む。 |
| 55 | いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等） | <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒への気持ちに寄り添いながら聴き取りを行い、事案の解決に取り組む。適宜、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。 ・加害生徒へは学校の指導だけでなく、必要に応じて関係機関と連携をしながら指導を行う。その際、加害生徒が自らの非に気づき、今後はどうすればよいかを考えることができるよう指導を行う。 ・必要に応じて学級・学校全体への指導を行う。 |
| 56 | インターネット上のいじめの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめに関する対応マニュアルに基づき、証拠の保全を図ったり、書き込み等の削除依頼をしたり、家庭や関係機関と協力しながら事案の解決に取り組む。 |
| 57 | 重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒や保護者の思いを尊重した上で、教育委員会や外部専門家と連携を密にして、アンケート調査や聞き取り調査を実施する。また随時被害生徒の保護者との情報共有を行う。 |
| 58 | いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。 |
| 59 | いじめ事案が生じたときの保護者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案が生じたときには、被害生徒及び加害生徒の保護者への連絡を行い、事案の確認や指導内容、今後の対応についての情報を共有する。 |

2 「いじめ対策委員会」の設置

本校ではいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

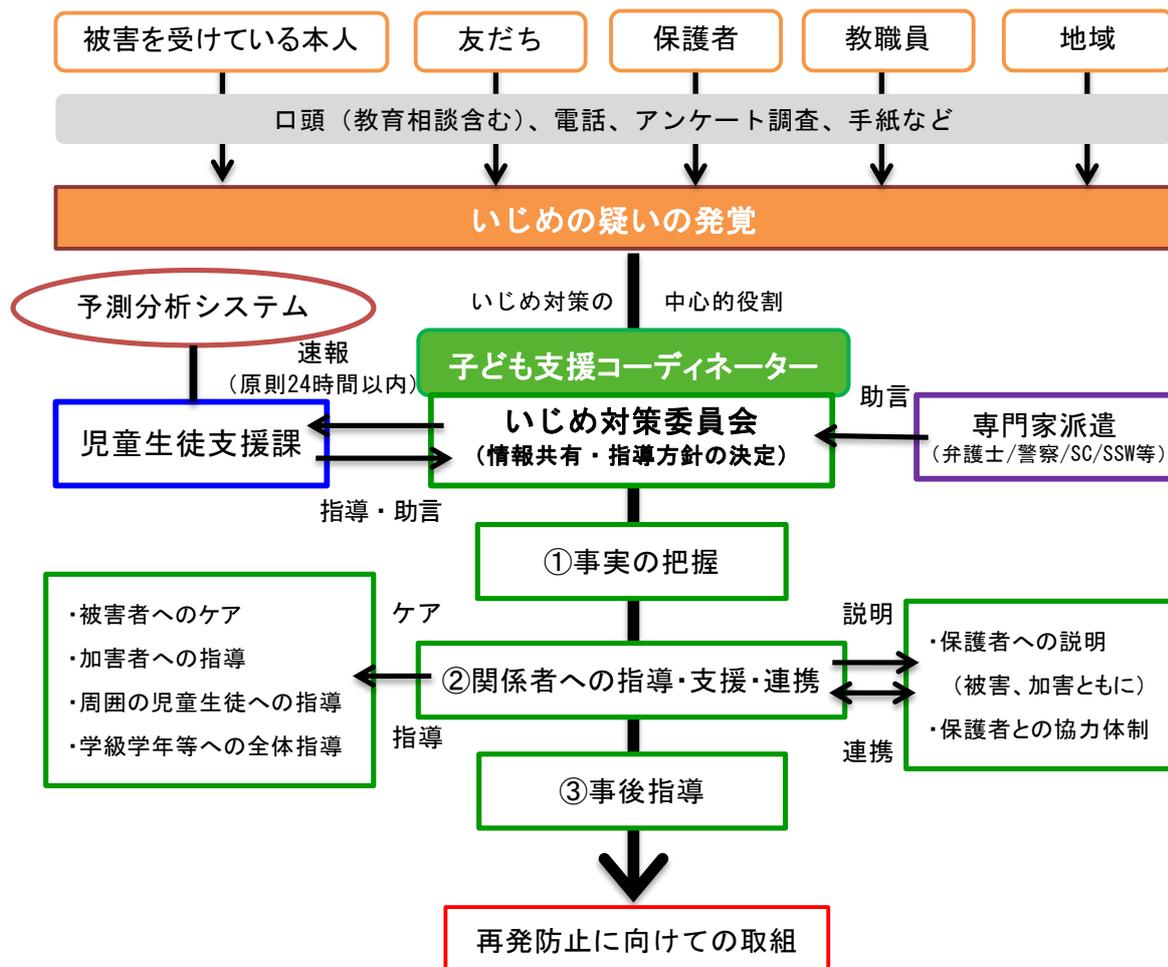
いじめ対策委員会の構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事とします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質によっては必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）、教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 「拡大いじめ対策委員会」の設置

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、学校運営協議会等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に生徒や保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

| 月 | 活動内容・取組 | 備考 |
|--------|---|---------------------|
| 4 | 職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 生徒会のいじめ防止の啓発 (①) 情報モラル教育や SNS トラブルの未然防止授業 (①) | ・教職員のいじめ防止に対する意識の向上 |
| 5 | 職員会議 (①、②、③、④) 学校生活アンケートの実施 (②) | ・いじめ防止基本方針の確認並びに徹底 |
| 6 | いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (④) 田上の子どもを見つめる会 (④) 田上地域人権教育研究会 (④) | ・生徒会を中心にした取組の実施 |
| 7 | 保護者懇談会 (④) 生徒会のいじめ防止の啓発 (①) | |
| 8 | いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) | |
| 9 | 生徒会のいじめ防止の啓発 (①・④) | |
| 10 | いじめ防止啓発月間 (①・④) 学校生活アンケートの実施 (②) 田上の子どもを見つめる会 (④) 田上地域人権教育研究会 (④) | |
| 11 | 教育相談 (②、③) 生徒会のいじめ防止の啓発 (①) 専門家による人権問題やいじめ防止についての授業 (①) | ・小学校の児童会と連携した取組の実施。 |
| 12 | 保護者懇談会 (④) 人権週間 (①) | |
| 1 | 学校生活アンケートの実施 (②) 学校運営協議会 (④) 田上地域人権教育研究会 (④) | |
| 2 | 教育相談 (②・③) 田上の子どもを見つめる会 (④) | |
| 3 | いじめ問題に関する校内研修会 (①、②、③、④) | |
| 年間を通じて | 朝のあいさつ運動、登下校指導 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 日常的な「いつでもどこでも相談」(①・②) 地域行事へのボランティア参加 (①・④) 定期的な小中連携会議 (④) | |

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④